

平成31年3月

特殊車両通行許可申請者様へ

埼玉県県土整備部道路環境課

証紙貼付額の確認のお願い

特殊車両通行許可業務におきましては、日頃、格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、特殊車両通行許可申請に係る手数料につきましては、申請経路が複数の道路管理者にまたがる場合に、関係する道路管理者への協議などの経費を勘案して埼玉県証紙により次の計算式による額を納入していただいているところです。

$\text{申請車両台数(トラック又はトラクタの台数)} \times \text{申請経路数} \times 200 \text{円}$
--

申請経路が埼玉県管理道路のみの場合は、手数料は不要です。

手数料の額は、受付の際に担当者も確認しておりますが、時間に限りがあることから、十分な確認ができずに返還の手続により御迷惑をおかけすることが年に数回生じております。

つきましては、申請者の皆様におかれましても、申請の際には通行経路を入念に御確認いただき、適正な額の証紙を貼付していただくようお願い申し上げます。

なお、新規格車につきましては、高速自動車国道及び重さ指定道路を除いた区間の道路管理者が2つ以上にまたがる場合に、手数料が必要となります。申請経路が複数の道路管理者にまたがる場合でも、重さ指定道路未指定の区間が埼玉県管理道路のみの場合、手数料は不要ですので御注意ください。

出発地	—————	—————	目的地	手数料必要
	埼玉県管理道路	他道路管理者管理道路		

出発地	—————	目的地	手数料不要
	埼玉県管理道路		

【新規格車の申請の場合】

出発地	—————	—————	目的地	手数料不要
	埼玉県管理道路 (重さ指定道路未指定)	他道路管理者管理道路 (重さ指定道路指定済)		

埼玉県県土整備部道路環境課総務・管理担当

連絡先 048-830-5101

メール a5090-01@pref.saitama.lg.jp